

集中型教育訓練課程の見直しについて

令和2年4月22日
原子力規制庁

1. はじめに

平成30年4月から開始した5つの基本資格(①原子力検査、②原子力安全審査、③保障措置査察、④危機管理対策、⑤放射線規制)の教育訓練課程については、新卒採用職員を対象に、①実務から離して、約2年間で集中的に訓練を受けさせる集中型教育訓練課程と②実務に従事しながら、各研修計画に従って分散的に訓練を受けさせる分散型教育訓練課程の2つの方法を準備して研修を進めてきた(平成30年2月14日の第66回原子力規制委員会で報告)。

令和2年3月、第1期5名の訓練生が集中型教育訓練課程を修了したところであり、これまでの取組を踏まえて課題を整理し、集中型教育訓練課程を見直すこととしたので報告する。

2. 課題

○研修期間と研修機会のバランス

集中型教育訓練課程は、規制業務に必要な技術的な専門性を満遍なく有することが求められる一般職(技術)を対象に制度を準備したが、2年間という長期の課程であるため、全ての一般職(技術)に研修機会を付与することが任用上困難になっている。具体的には、対象となる職員が73名(平成26年度から平成31年度採用)いる中、第1期と第2期の訓練生は計12名であり、研修期間を見直すことなく研修機会を拡充することができない。

○取得できる資格が限定的

集中型教育訓練課程は5つの基本資格の取得を目的としていたが、研修の最後6か月で実施するOJTについて、5つの基本資格に対応するOJTを全て実施するカリキュラムを組むことができず、結果として第1期の訓練生が取得できた基本資格が限定されている。集中型教育訓練課程で実施するOJTを資格取得の前提とする仕組みを見直すか、研修期間をより長期化しない限り、5つの基本資格の取得ができない。

3. 集中型教育訓練課程の見直し

集中型教育訓練課程について、以下の見直しを行うことにより、技術的な専門性が求められる職種の多くを担うことが期待される一般職技術系職員に対し、入庁早期の段階で、基本資格（全5資格）を取得できる機会を付与する。5月から研修を開始する第3期訓練生は、17名とする予定である。

○ 研修期間の見直し

内容が受講生のレベルと合致しない研修項目の見直しや研修の統廃合・重複排除の徹底により、研修期間を2年から1年に短縮する。履修状況の確認は、筆記試験で行う。なお、OJTは集中型教育訓練課程には含めず、基本資格の付与後に行う。

○ OJTの見直し

上記の研修期間を見直した集中型教育訓練課程において、履修の確認により基本資格を得た課程修了者は、原子力安全人材育成センター指導官の指導の下、それぞれの配属先において計画的にOJTを行わせることで研鑽を積ませることとする。

4. 経過措置

第1期の訓練生について、履修状況が筆記試験で確認できていれば、全ての基本資格を付与する。

第2期の訓練生の研修期間は、1年半に短縮する。

5. 新型コロナウイルス感染症防止対策

第2期及び第3期集中型教育訓練課程は、当分の間、Web会議の活用などの工夫をした上で行う。

6. その他課題

以下の課題については、今後更なる検討を進める。

○一般職（技術）以外の職員（総合職、一般職（事務）、中途採用者等）の研修機会の付与について

○中級・上級資格のあり方について

○付与した資格の継続のあり方について

○筆記試験による資格付与のあり方について